

第 3 回 堺市議会 議会報告会 記録

1. 開催日時・開催場所・参加者数

- (1) 開催日時 平成25年11月17日(日) 午後1時開会(午後2時43分閉会)
- (2) 開催場所 堺市議会本会議場
- (3) 参加者数 29名

2. 出席議員

会派名等	出席議員	サポート議員
議長	平田多加秋	/
議会運営委員会委員長	松本光治	
議会運営委員会副委員長	山口典子	
公明党 堺市議会議員団	吉川敏文 筒居修三 芝田一	成山清司
大阪維新の会 堺市議会議員団	北野礼一 米田敏文 池田克史	西田浩延
ソレイユ堺	米谷文克 大毛十一郎 深井重行	木畑匡
自由民主党・ 市民クラブ	池側昌男 山根健	西川良平
日本共産党 堺市議会議員団	栗駒栄一 石本京子	田中浩美
会派に属さない議員	長谷川俊英	田中丈悦

3. 議会報告会進行内容

- (1) 平田議長 開会あいさつ
- (2) 松本議会運営委員会委員長 司会進行
- 【第1部 議会報告】
- (3) 山口議会運営委員会副委員長 議会の結果説明
 - ① 8月定例会 上程議案の審議結果の報告
 - ② 平成24年度決算審議の概要の報告
- 【第2部 議員との懇談】
- (4) 意見交換
- (5) 平田議長 閉会あいさつ

○午後 1 時開会

○平田議長 定刻となりましたので、ただいまから議会報告会を開催いたしたいと存じます。

まず冒頭、皆様方には休日にもかかわらず本報告会に御出席をいただきまして本当にありがとうございます。

本報告会は、市民の皆様方の意見をより多くお聞かせをいただき、議会に反映するために、昨年の 10 月 14 日に第 1 回目を、そして本年 3 月 31 日に第 2 回目を開催をさせていただき、本日は第 3 回目の開会となりました。前回、前々回と多くの意見をいただきましたことを、より開かれた議会の反映のために議会として努力を重ねてまいりました。今回もぜひ皆様方の活発な御意見を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

なお、本日、副議長が身内に不幸がございましたので、欠席をさせていただきますことをお許しをいただきたいと思います。どうぞ最後までおつき合いをいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、本日の総合司会進行を務める松本議会運営委員長にバトンタッチをいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○松本議会運営委員長 それでは、ただいま議長から紹介をいただきました議会運営委員長の松本でございます。本日の総合司会ということで、大役でございますが、最後までよろしくお願ひしたいと思ひます。

失礼ではございますが、着座にてこれから御説明をさせていただきます。

まず、本日のスケジュールでございますけれども、議会報告会は 2 部構成で実施をいたします。第 1 部は議会報告で、第 2 部は議員との懇談となっております。第 1 部の時間は 20 分程度、第 2 部の時間は 90 分程度の予定をしております。第 1 部の内容は、8 月定例会上程議案の審議結果と平成 24 年度決算関係議案の審議概要の報告です。第 2 部の内容は、議会や市政に関することについての市民の皆様との意見交換となります。このような方法で進行してまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここで本日出席をしております議員を紹介させていただきたいと思ひます。

まず、議会運営委員会副委員長の山口典子議員、公明党堺市議会議員団から吉川敏文議員、筒居修三議員、芝田一議員、大阪維新の会堺市議会議員団から北野礼一議員、米田敏文議員、池田克史議員、ソレイユ堺から米谷文克議員、大毛十一郎議員、深井重行議員、自由民主党・市民クラブから池側昌男議員、山根健議員、日本共産党堺市議会議員団から栗駒栄一議員、石本京子議員、最後になりましたが、長谷川俊英議員。このほかに本日、出席議員とは別にサポートいただいております議員がおりますので、どうかよろしくお願ひします。

それでは、第 1 部、議会報告を始めさせていただきます。

山口議会運営副委員長、よろしくお願ひします。

○山口議会運営副委員長 議会運営委員会副委員長の山口でございます。よろしくお願ひいた

します。

それでは、第1部の議会報告を行わせていただきます。

大変失礼ですが、着座にて行わせていただきます。

まず、スクリーンの表をごらんいただきたいと思います。

議会では、議会に提出された議案を審議し、最終決定機関としての認める、認めないの判断、すなわち議決を行っております。この8月定例会では合計52件の議案の提出があり、市長が提案した条例9件について全て可決、議員が提案した決議、意見書7件は4件を可決、3件を否決しました。また、平成24年度決算11件は全て認定しました。その他の議案25件は12件可決、13件同意という議決結果になっております。

それでは早速、条例から順に主な案件を報告いたします。

まずは、堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例です。

こちらは堺区宿院町西の周辺地図です。旧堺病院跡地は千利休屋敷跡に隣接し、また与謝野晶子生家跡に近接するという歴史上の人物とゆかりのある地です。この地において堺市立歴史文化にぎわいプラザの建設を予定しています。

歴史文化にぎわいプラザは、与謝野晶子記念館、千利休茶の湯館、観光案内施設などで構成され、目標来客数年間約15万から20万人をめざす体感型の施設です。このような文化観光の拠点施設を旧堺病院跡地に設置し、どの市にも負けない貴重な本市の歴史や文化を全国に発信していくという提案が、この8月定例会において市長から議案として提出されました。

我々堺市議会は多くの議論を重ねた結果、この議案に賛成多数で可決いたしました。こちらは、この条例についての本会議場での採決の様子であります。議案に対する賛否の状況については、こちらの表のとおりです。

次に、お手元の別紙2をごらんください。

そちらは、歴史文化にぎわいプラザ条例の審議の際、議員から出た意見であります。

賛成の会派等からは、民間事業者の集客力を活用できる仕組みをつくるなど、しっかりした経営感覚を持った運営をされたいなどの意見が出ました。そして賛成でない会派等からは、周辺のまちづくり計画との連携が必要であるとか、行政コストの縮減などに十分な配慮が必要などの意見が出ました。

我々堺市議会は、このにぎわいプラザがその設置目的を達成できるよう今後も引き続き市当局の事業執行をチェックし、必要に応じ市当局を質し、議会の役割を果たしてまいります。

次に、決議、意見書について報告いたします。

国や府、県の事務など堺市政の及ばない分野で市民生活にかかわる重大な問題が生じた場合、市民生活を守るため、我々堺市議会は国や府などの関係行政庁に対して決議または意見書を提出することにより、議会としての意思を対外的に表明しています。

8月定例会では意見書4件を可決しました。この可決した意見書を内閣総理大臣をはじめとする関係大臣などに議長名で提出しました。

スクリーンをごらんください。今議会で可決した意見書の内容です。上から過労死防止、地方税財源の充実確保、大規模地震等災害対策、若い世代の就労環境の整備といった市民生活にとって緊急かつ重要なものについて意見書を可決いたしました。これら意見書の内容については、添付しております別紙4をごらんいただければと思います。

なお、上から2つ目の地方税財源の充実確保を求める意見書ですが、これは地方税財源の充実確保について国に意見表明をしたものです。地方財政が厳しい状況の中では、本市をはじめ全国の地方自治体にとって大変関心のあるものです。堺市議会は市民の皆様の生活を守るため、本市の行政はもちろん、国や府などの動向にも注意を払い、今後とも決議、意見書により適時適切な形で本市議会の意思を表明してまいります。

次に、平成24年度決算について御報告いたします。

地方自治体も民間企業と同様に、市民の皆様からいただいたお金を適正に執行しているかどうかを検証するため毎年決算を実施し、議会の認定を得ることとなっております。

別紙5をごらんください。

一般会計、特別会計、企業会計、これらに関する11件の決算議案が8月定例会に提出されました。

一般会計とは、自治体運営の基本経費を計上した会計のことで、特別会計とは、特定事業のために特別に設けられる会計、企業会計とは、特別会計のうち上下水道事業などといった独立採算により事業を経理する会計です。

それでは、それぞれの会計の決算状況について御説明します。スクリーンをごらんください。

まず収支の状況についてであります。一般会計と他会計との重複する部分を調整した普通会計、特別会計、企業会計の全てにおいて黒字決算という好ましい結果となっております。普通会計決算の実質収支は33年連続の黒字となっております。

次に、財政の健全性です。

まず、将来負担比率です。

わかりやすく家計に例えるなら、給与収入の何年分の借金があるのかというもので、数値が低ければ低いほど将来的に財政が圧迫されない、好ましいという指標です。本市の場合、36.9%というものでした。この数値は他市と比較しても大変低いもので、政令指定都市20市中3位というトップクラスの健全性を誇っています。

次に、実質公債費比率です。

これは自治体の実質的な借金返済の負担の重さをあらわす指標で、この比率も低ければ低いほどよいのですが、4.9%と、これも政令指定都市の中でトップクラスの健全性を誇っ

ています。これらは職員数の削減、効率的な業務遂行など、市当局の行政改革の成果であると考えております。

本市議会としましては、平成24年度決算11件はいずれも全議員賛成で認定という結果になっております。

今後については、生活保護費などの扶助費の増大、景気動向に伴う税収の変動、さらには地方税財源移譲に関する国の動向など幾つか懸念事項もございます。今後とも本市の健全な財政状況が維持できるよう、行財政改革の一層の推進また税源涵養に資する施策の積極的推進のために政策提言を行うなど、議会としての役割を果たしてまいります。

以上が、議会に提出のあった議案に対する審議結果についての報告でした。

議会では、提出のあった議案について審議するほか、市政全般について政策論議をするという重要な仕事を担っています。これを市政に対する一般質問といいます。堺市議会では大綱質疑の場で、この一般質問を行っています。8月定例会においても総勢18名の議員が大綱質疑の場で一般質問を行い、政策論議を行いました。その内容を一部抜粋してみましたが、こちらの表にありますとおり、文化観光、財政、子育て、産業環境などさまざまな分野、さまざまな内容について議論されました。このような議論の中で議員から出された要望や意見がその後どのように扱われたかなどについて、今後も議会報告会などにおいて報告させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、これら議論の詳細については、堺市議会のホームページから会議録や議会審議の中継録画でごらんいただくことができますので、ぜひ御活用ください。

ところで、今回の大綱質疑において、市長部局より次のような答弁がありました。

市長部局で現在策定中の（仮称）堺市地域エネルギー施策方針において、安全なくらしとエネルギー対策特別委員会から市長に提言いただいた内容の多くを反映しているとの答弁がありました。

別紙7をごらんください。

平成25年度も本市議会では4つの特別委員会が設置され、所属委員として各議員がさまざまな提案を行っています。今後とも特別委員会における審議や提案が市政に反映され、豊かな市民生活につながるよう、議員一人一人今後も真摯に活動してまいります。

そこで、より市民の皆様のための議会となるべく、我々堺市議会は議会改革について約2年間議論を重ね、検討を続けてきました。そして、ことし4月1日に議会基本条例を施行しました。条例施行から半年以上が経過しましたので、この場におきまして、議会改革等の状況について報告させていただきます。

議会改革ということで、まずは議員みずからの身分を改革することが肝心と考え、ことしの5月定例会におきまして、議員みずから関連する条例案を提案しました。報酬削減は全会一致で、定数の削減については賛成多数で可決、成立いたしました。これにより、報酬につ

いては今任期中5%の削減、定数については、次の一般選挙、すなわち平成27年4月の統一地方選挙から4名削減、現在の52名から48名といたしました。

私たち議員は今回の議論を機に市民の代表であると改めて自覚し、一層気を引き締めて議会活動に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議会運営について改革状況を報告いたします。

初めに、本市議会の議案審議のプロセスを簡単に説明させていただきます。こちらをごらんください。

まず最初に議案の提出があり、提案者からの説明が行われます。これに対し議員が質疑し、常任委員会で専門的に審査します。そしてその審査結果を踏まえ、討論を行った後、議決を行うこととなります。

それでは、議会運営の改革状況について説明いたします。

市民の皆様のための議会となるためには、まず議会での議員と理事者とのやりとりが市民の目に見える状態であることが欠かせません。そこで、議会の情報公開についての改革が重要となります。

①議案の提出とその理由の説明の場面、②議員が質疑する場面、④議決の場面はこの議場で行われ、その模様は従来より生中継、録画中継によりインターネット配信をしています。しかし、③についてはインターネットの中継はありませんでした。

そこで、この8月定例会より委員会審査の生中継と録画中継をインターネットで配信することにしました。これにより、審議プロセスの一連について、その全てがインターネットで見える状態となりました。常任委員会のインターネット中継は大阪市、名古屋市、相模原市、神戸市に続いて政令指定都市5例目の実施となります。生中継のみの延べアクセス数も約1,900件を超え、市民の皆様から高い関心をいただいております。

常任委員会のインターネット中継は政令指定都市5番目ですが、堺市議会の特徴として、委員会で答弁する者の氏名と所属をテロップで中継しています。政令指定都市では初の取り組みであり、市長から課長職職員まで全ての氏名と役職を表示し、よりわかりやすい中継放映を行っています。

なお、特別委員会についても常任委員会と同様に、この8月からインターネット中継を開始しています。

次に、④議決結果についての情報公開についての改革です。

議決の結果については、これまでも堺市議会のホームページ上で掲示してまいりました。これに加え、ことしの5月定例会より各会派ごとの賛否状況についてもホームページ上で公開しています。既にごらんになった方もいらっしゃると思いますが、広報さかいでも5月号、8月号に掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。

別紙8をごらんください。

このように重要な議案については、各党派等の賛否の状況が一目瞭然となっています。

さきに説明しました改革は、主に議会の情報公開に関するものですが、次は審議の充実に
関する改革です。

①から④の審議プロセスでは、議員が議案提案者または市長部局に対して質問することはあっても、議員間で疑問をぶつけ合い、互いに討議する場面を想定しておりません。

しかしながら、賛否の分かれる可能性のある議案につきましては、議員が互いに意見をぶつけ合って討議する、いわゆる委員間討議を行うことは大変意義があると考えます。そこで、③の常任委員会において委員間討議を行う仕組みを試行中です。引き続き議員がより利用しやすい環境で議員同士が討議できる仕組みを検討してまいります。

また、5月定例会では、議案質疑が充実するように議案質疑と市政に対する一般質問を別の日に分ける試みを行いました。議案質疑と市政に対する一般質問を分ける試みは、議案質疑と一般質問のいずれが行われているか区別できますので、市民の皆様にとってもわかりやすいものかと思えます。現在試行中ですが、引き続き審議プロセスの見える化について検討してまいります。

最後に、市民の皆様から議会への情報提供についての改革です。

市民の皆様の声が公の場に届くことは大変重要です。ただ、従来から市民の皆様にご利用していただいております請願、陳情については、書面の提出のみをもって行うこととされてきました。市民の皆様としては、陳情に至る思いなどをみずから直接届けたいという気持ちがずっとおありだったかと存じます。

そこで、この5月定例会から、請願や陳情を提出された方は常任委員会など議員や市長部局の職員が同席する場において請願、陳情の趣旨について意見陳述できるようにいたしました。

こちらは議会運営委員会で市民の方が意見陳述されている様子です。5月定例会では18名、8月定例会においては10名の方が意見の陳述を行いました。3分と短い時間の中ですが、わかりやすく、かつ聞いている私たちも感服する陳述も多くありました。

その仕組みについては現在試行中ですが、引き続き改善を重ね、市民の皆様の声がより届く仕組みをしっかりと整えてまいりたいと思っております。

以上が、議会基本条例制定から半年が経った議会改革についての状況報告でございます。どうも御清聴ありがとうございました。

○松本議会運営委員長 山口副委員長、大変ありがとうございました。

それでは、第2部、議員との懇談を始めさせていただきます。

さて、本日は、現在の堺市政や議会のことなどについて事前に発言内容を御記入いただいております。皆様の日ごろから感じていること、疑問に思っていることなどをこの場でお聞かせいただき、議員から議会としての考え方などをお話しさせていただきたいと思っております。

なお、先ほども説明がございましたが、今回の予定時間は90分となっております。したがって、皆様におかれましては、発言の内容をまとめていただきまして、簡潔にお願いしたいと思います。

なお、発言時間は先ほどもあったとおり、お1人3分となっておりますので、時間内でするようお願い申し上げます。

発言時間が残り30秒になりましたら1回、残りゼロ秒になりましたら2回、それぞれベルを鳴らしてお知らせいたします。左右に着席しております議員が残時間を提示いたしますので、発言時間を遵守していただきますよう御協力をお願い申し上げます。

次に、発言の順序でございますが、まずは私から事前申し込み時に発言内容を御記入いただいた方を議員席番号順に指名いたします。その指名を受けてから御起立いただき、何々区の何々ですというように、お住まいの区名、そして氏名をおっしゃっていただいてから発言を始めてください。

なお、本日の懇談会の記録は後日堺市議会のホームページに掲載されますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、第2部、議員との懇談を行います。

それでは、議席順に従って指名をいたしますので、よろしくお願いいたします。

議席番号3番、〇〇さん。

○市民（3番） 遅刻して済みませんでした。北区の〇〇です。

早速ですが、継続審査となっております議員提出議案第21号及び第22号に関して質問いたします。

質問1、まず議長にお聞きします。

自治法第112条で、議員には条件つきではありますが、議案を提出する権利が認められていますが、その権利行使は、法案作成を含め、議員の職務、すなわち報酬の対象と理解してよろしいのでしょうか。

質問2、手弁当の意味とその用法について、どなたか御教示ください。

なぜこのようなことをお聞きするのかといいますと、議案の質疑の際、長谷川議員の最初の議運に示したものを訂正せざるを得なかった理由についての質問に対し、提案者側から、我々手弁当でやっている中で100%に至らなかったところも見受けられる旨の答弁がされました。この手弁当について政治家である議員と私の認識が違っていると、以後の質問等に関係するからです。

質問3、継続審査となった理由等をお示しくください。

とりあえずこの3つでお願いいたします。

○松本議会運営委員長 ありがとうございます。

それでは、いまの質問に対し。

○大毛議員 ただいま質問をいただきましてありがとうございます。

最初の質問答弁になりますので、私の答弁時間なり質問者の時間が長引きますと後々影響を及ぼしますので、できるだけ時間をしっかりと守りながら答弁を申し上げたいというふうに思います。

いま〇〇さんのほうから御質問がございました。議員の議案提出権につきましてというようなことでの御質問でございます。

議員につきまして、議案提出権、こういうものはちゃんと保障されております。議員が必要とする場合に議案を提出することができるということについて、私も権限があるということについていま聞かれましたので、議案の提出権、これは議員が必要とするときに議案が提出できるというふうに判断をしておりますので御理解いただきたい。

それと手弁当の意味、このことについて御質問がございました。

手弁当の意味合いにつきましては、よく皆様方も多分存じ上げていらっしゃると思うんですけれども、見返りや報酬を求めずに自分の経費で奉仕や活動をする、これが手弁当の意味だというふうに私は理解をしております。

ですから、いま長谷川議員の質問に対してということでもございましたけれども、変更せざるを得なかったという答弁の中で手弁当という言葉が出てきた。その手弁当という言葉を使った議員さんがここにいらっしゃいませんので、いま堺市議会議員として存在をされておられませんので、その本意についてはなかなかはかり知れないところもございすけれども、先ほど申しましたように、見返りを求めずに奉仕をする、それは自分の経費でやるんだというふうな判断を私はしております。

そういうことで、本人がいないということで確認はできませんけれども、手弁当の意味ということは正しくそういう認識をしているということだけ、私のほうは説明をさせてもらっておきたいというふうに思います。以上でございます。

それからもう一つですね、済みません、議員提出議案第21号とそれから第22号の件につきまして、私は動議を出した張本人でございます。それで、1つの選挙をターゲットにした条例を制定するということについて、いろいろと疑問を感じました。多くの議員の方々が質問をされました。地方公務員法によっていろいろと制限をされている。それ以上に制限を加える必要があるのかどうかという議論もなされました。そういうことで、この議論につきましては、5月定例会、それを閉会中の継続審議としておきました。そして8月の定例会にも当然付議されます、戻ってまいりますので、そのときも2回目の動議を出して、市長選挙が終わってからということでも5月定例会のときに申し上げた動議の意味合いを踏まえて、現在も閉会中の継続審議になっております。またこの11月議会においては、しっかりと議論をして、この処置についても皆様方と議論をした中で判断していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

○松本議会運営委員長 3番、〇〇さん、時間がございませんので、早くお願いします。

○市民(3番) ありがとうございます。条例を提案されるのであれば、ちょっと言いにくいんですが、手弁当感覚でなく、関係法令遵守はもちろんのこと、一字一句に至るまで十二分に精査をし、質問に対し明快かつ的確に答えられる準備をしてから提案されるべきと思います。両議案とも懲戒処分の規定が置かれており、第22号で免職処分を科せられた方には今後の人生に大きな影響を与えるものです。このような条例を提案される場合は、より一層綿密に精査をし、瑕疵のないものをお願いします。

質問4に移ります。

私が理解、納得できない規定は多数ありますが、1つだけお聞きしておきます。

第21号第4条をどなたか読み上げていただけますか。

○松本議会運営委員長 調査法制課長。

○仲村調査法制課長 第4条ということで、読み上げさせていただきます。

第4条 任命権者は、この条例が適正に運用されるように努め、この条例に違反する行為があった場合は、公正かつ厳格に懲戒処分その他の必要な措置をとるものとする、以上です。

○市民(3番) ありがとうございます。本規定によれば、選挙で選ばれた特別職の市長には処分は科せられません。市長が違反行為をした場合、どのようなペナルティーが科せられるのか、また市長を除く特別職の方に本規定が適用できるのか、お示してください。

○松本議会運営委員長 提案者、そこは答えられますか。

○市民(3番) 後でもいいですよ。

○松本議会運営委員長 よろしいですか。それでは後ほど提案者のほうからお答えをさせていただきますと思います。

○松本議会運営委員長 それでは続きまして、6番、〇〇さん。

○市民(3番) まだちょっとありますよ。まだ時間あるでしょ。

○松本議会運営委員長 はい、どうぞ。

○市民(3番) これまでの回答等を聞いておりましたところ、両議案は市民のために制定されるというもののようには思えません。直ちに取り下げられるべきと考えます。以上です。

○松本議会運営委員長 ただいまの意見は聞きとどめおきたいと思います。

6番、〇〇さん。

○市民(6番) 南区の〇〇と申します。よろしくをお願いします。

議員の皆様、堺市民の皆様、きょうは1人の青年を通して障害者・児の福祉施策を考えていただきたいと思います。

2012年5月25日、35歳の彼は10年ぶりに堺市に帰ってきました。彼の体は冷たくてかたく、息をしておりません。生まれつきの二分脊椎症、知的障害、てんかん発作がある彼は、行ってはいけないところに行き、さわってはいけないものをさわり、電車事故にも

遭いました。中2から始まった透析も嫌がって暴れ、針を抜いてしまいます。父は亡くなり、母親はひとりです。母親の難病は進み、体が動かなくなり、入院が必要になりました。しかし、彼を受け入れてくれるところはどこもありません。重心施設は動くから、知的障害の施設は医療はできないと近畿全てから断られ、高知県の施設へ入りました。

塩分・水分制限と20年間の透析で、血管はぼろぼろです。血管が詰まるたびに高知に呼び出される母、堺に帰したいと母は訴え続けました。がんの手術を受けてもベルデさかいの入所の対象外にされても、医療、ヘルパー、ケアホーム全ての制度のはざまから抜け落ちて、10年間何も始まりませんでした。ようやくケアホーム体験をと話していたやさき、2012年5月24日、彼は救急車の中で心臓がとまり、急変を聞いて高知へ駆けつけようと空港に向かう車の中で、母は彼の臨終を知りました。間に合いませんでした。

彼はなぜ高知で亡くならないといけなかったのでしょうか。彼がこの堺市で安心して暮らすためには何が必要だったのでしょうか。彼が亡くなったから、それで終わりではありません。医療と福祉が連携し、彼が安心して暮らせる堺市は全ての市民の方が安心して暮らせるまちです。堺市マスタープランさかい未来・夢コンパスの推進、殊さら堺型地域ホームの実現をよろしく願います。ありがとうございます。

○池田議員 いま〇〇さんがおっしゃったお亡くなりになられた方の話は、事前に当局のほうにも伺いました。大変御不幸なことと思っております。

御指摘の医療と福祉のすき間のない施策ということですが、既にオープンしております堺市立健康福祉プラザは、医療的ケアが必要な重症心身障害者・児の入所・通所機能を備え、相談機関や障害者のスポーツセンター等をあわせ持つ広域的かつ総合的な拠点であります。同プラザを核としながら、今後とも医療と福祉のすき間のない施策を展開していく必要は我々も認識しております。

堺市マスタープランにおける堺型地域ホームの御指摘をいただきました。この堺型地域ホームというのは、地域の在宅障害者の緊急時を含めた24時間対応サポートを軸とした障害者の地域生活を支えるための身近な支援拠点として期待されているものです。

また、緊急時支援におけるコーディネートと地域生活支援員の派遣は一定の医療的ケアにも対応可能とすることを想定しているとのことでありまして、御質問の趣旨にもかなうものであると思います。

昨年のちょうどいまごろですね、このマスタープランに沿って担当部局が予算要求をいたしました。残念ながら本年度は計上されておられません。引き続き、ちょうどいま予算要求をしております。この場ではっきり申し上げられる段階ではありません。前に向いていけるような形であれば、我々議会においても障害者の支援が充実して地域力が向上する御指摘の堺型地域ホームとなりますよう真摯な議論を行ってまいります。よろしくお願いいたします。

○松本議会運営委員長 続きまして7番、原田さん。*

○市民（7番） 堺区、原田克史でございます。*

市職員は日本一の高給取りであらねばなりません。そうして日本一精強に機能する自治体を構成されたい。これは議員におかれてもまたしかりであります。

そもそもがしょぼくれた給与に甘んじておるようなぬるい精神で、果たして堅実な未来を築いてまいることをうるのでありましょうか。常々申しますごとく、我々堺の先人は万里の波濤を乗り越えて海外雄飛をなすという雄大な心に生きられた。我らもまたでっかいスケールのもとに、憲法第97条に恥じない雄偉な人間都市づくりに邁進すべきではないでしょうか。堺人としての矜持ある回答を期するものであります。

○長谷川議員 原田さんにはいつも鋭い御指摘と、また温かい職員や議員への叱咤激励をいただきましてありがとうございます。きょうの御発言も、原田さんらしい非常に威厳と理想に燃えた御発言だったとありがたく拝聴いたしました。

要するに原田さんのおっしゃりたいのは、議員や職員が日本一の仕事をするために給料も日本一にきなさい、こういうことやと伺いました。それもまことにありがとうございます。恐らくいまの御発言を聞きまして、堺市の職員、それぞれ自分の責務を自覚して仕事に励まないかんと考えたことでしょうし、また我々議員も原田さんの御発言によって日本一の議員たるべしやというふうに自覚ができたと思っております。

ただ、給料、報酬のことにつきましては、これは私たちが一存で決めることはできない、これが実は地方自治の制度の中にありまして、御承知かと思えますけれども、ちょっと御披露いたしますと、まず議員や市長などの特別職の給与、報酬でございますけれども、これについては昭和39年に自治事務次官の通達というものが出ておりまして、その中で、必ずその額を決定するときには第三者機関、つまり、これは特別職等の報酬審議会というのが設けられております。その意見を聞かなきゃならないという仕組みになっておりますので、我々議員だけがなんぼ上げたい、あるいはほしいというふうなことは決められないということがあることをひとつ御理解いただきたい。

それからもう一つは、職員のほうにつきましても、地方公務員法の第14条で、給与などにつきましては、社会一般の情勢に適應するように随時適当な措置を講じなければならない、こういう法律の規定があります。あわせて、そのために人事委員会という委員会が設けられておりまして、その人事委員会が適宜、社会の状況あるいは堺市内のいまは50人以上のたしか企業だったと思えますけれども、その給与の実態などを調査をして、幾らぐらいが適当であるかということをして市長と議会に勧告をすると、そういう仕組みの上で職員も給料も決定すると、こういう仕組みができ上がっておりますので、お説のように、我々が堺市の職員の給料を日本一にするとか議員の報酬を日本一にすることは我々の判断でできません。そここのところをひとつ御理解いただきたい。

*本人の希望により、氏名を掲載

ただ、先ほど山口議運副委員長から報告がありましたように、私たちはこの7月から議員報酬5%削減をいたしました。しかし、原田さんからごらんいただいても、恐らくその後、我々議員が5%仕事をさぼってるというふうには見えないと思うんです。

したがって、きょうの御発言は我々に対する激励の意味として伺いまして、ありがたく伺いますが、しかし、給料は勝手に決められないと、そこのところは御理解いただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松本議会運営委員長 続きます、12番、〇〇さん。

○市民(12番) 堺区より参りました〇〇と申します。本日このような機会を与えていただきまして、本当に感謝の気持ちでいっぱいでありました。ありがとうございます。

それでは質問のほうに入らせていただきます。

本市では毎年5月ごろに堺市障害者スポーツ大会が開催されており、また秋ごろには全国障害者スポーツ大会におきまして、堺市選手団が大活躍されております。本当に私も障害当事者として本当にうれしく思っております。

本市の障害者スポーツ事業につきまして、議員の皆様のお考え、またそういったお気持ちと伺いますか、そういったことをお聞きさせていただきたく思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

○池側議員 〇〇さんには車椅子にて御参加いただきましてありがとうございます。

福祉施策についての質問に対してお答えさせていただきます。

国内外においては、9月に決定となりました日本でのオリンピック・パラリンピックが2020年に開催されます。昨年の2012年に開催されましたロンドン五輪では、オリンピックのみならずパラリンピックでも我々国民に数多くの感動をもたらしました。健常者、障害者を問わず、スポーツが社会生活にもたらす意義は非常に大きいと考えております。

障害者スポーツ振興、拡充は、障害のある方がスポーツの楽しさを体験するだけでなく、多くの人々が障害に対する理解を深めるとともに、障害のある方の社会参加を促進するものであり、大変重要な意義を持つものであると思っております。

先ほど〇〇さんから言葉がありましたけれども、また本年10月には第13回全国の障害者スポーツ大会が東京で開催され、ことしで8年目の派遣となる堺市選手団は、3日間行われた競技の中で合計29個ものメダルを獲得しております。その中で金メダルが15個、銀メダルが7個、銅メダルが7個、そして陸上、水泳においては大会の新記録を樹立しております。各競技において輝かしい成績をおさめております。

また、堺市においては、堺市障害者スポーツ・レクリエーション大会が毎年11月に開催されております。ことしは先日の11月3日に大仙公園で第38回が開催され、障害を持たれた参加者と市民との交流促進が図られ、約1,000人余りの人が参加する中、友好と交流の大きな輪が生まれたと思っております。

また、堺区の旭ヶ丘中町にある堺市健康福祉プラザ内にあるスポーツセンターは、プール、体育館、トレーニング室を備え、スポーツ教室や交流事業を開催するなど、開館以来、障害のあるなしにかかわらず多くの市民が利用し、好評であると聞いております。

先ほどの質問をいただいたとおり、障害を持たれている方が幅広くスポーツに触れることができるよう、障害者スポーツの普及をより一層進めるとともに、市民の理解、交流促進が深まるようこれからも議会においても強く求めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○松本議会運営委員長 13番、〇〇さん。

○市民（13番） ありがとうございます。堺区におります〇〇と申します。

きょうは私は初めてなんですけれども、介護保険について少し議員の皆様方の意見をいただけたらなと、こう思っています。

この介護保険制度、日本に導入されまして数年経つんですが、まずドイツの仕組みを模してつくられたというふうに聞いております。

しかし、この介護保険制度なんですけれども、近々破綻するんじゃないかと、こう思っています。いまの仕組み、国が50%、残りの50%は市町村と実際にいわゆる介護保険料を負担する方の支出で賄っております。これは近々破綻するんじゃないかと。というのは、介護保険料が少しやっぱりかなりの負担になると。この介護保険については、第1段階から13段階まで分かれて各自が負担しているんですが、これもいわゆる行き過ぎますと負担ができないというふうな状況になるんじゃないかなと思います。

そこで、大阪の中で堺市は6番目に高額負担であると、介護保険料がですよ、こういうふうにインターネットで拝見をいたしました。41市ある中の6番目なんです。それと、インターネットの情報を見ますと、大阪府の北地区に比べて一般的になんですが、南地区のほうが少し負担が高いと、こうなっています。これは何か理由があるのかというのはわかりません。その理由がおわかりになるのであれば、御披露をしていただきたいなと、こう思います。

それから、堺市の介護保険のインターネットの掲示なんですけれども、金額が書いてない、人数は書いてるんですが、金額が書いてない。これはなぜか。それから、市議会のほうで介護保険料の軽減策を何か部会等々で考えておられるのか。部会が、もしないのであれば考えていただきたい、こう思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○栗駒議員 どうもありがとうございます。御質問は、高いということですね、介護保険料が。そしてその軽減策はということからなんですけれども、お話しのように、必要なサービスの財源につきましては、1割を利用者の方が負担をすると、残りについて半分を地方自治体と国が負担をすると、そしてその残りである全体の22.04%が65歳以上の方が負担をするという、それから29%を40歳から64歳の方が負担をすると、こういうふうに法律でなっておりますね、そういう仕組みのもとに介護保険料が決まっていきます。

平成12年から3年ごとに見直しされまして、現在5期目ですけれども、必要なサービス量が年々上がってくるということで、それをこういう法律の枠組みによって介護保険料を決めますとどうしても高くなるというふうな状況が年々進んできていると、こういう状況がありまして、これは御承知のように、以前ドイツ、私も視察行きましたけども失敗したということも聞いていますけども、この介護保険の問題についていかに国も地方自治体も含めましてですけれども、介護保険料以外の負担ができないかということについては議論がされるだろうなというふうに思っています。

堺市といたしましては、過去この問題、介護保険につきましては、議会として国に対して意見書を上げたり、あるいは議会として当局にも対応を求めています。当局に対しましては、平成13年6月に、これは議員提出議案第9号ということで、第1号被保険者の低所得者に対する保険料軽減については、厚生労働省が示す3つの原則がありますけども、その範囲内でぜひ考えてほしいと、こういうふうなこととか、あるいは利用料ですね、せっかく保険料を払ってるのに利用するとき高いということで、利用料についても必要な軽減措置を検討するよう要望するというふうなこういう決議を議会で上げておりまして、その点当局にこういう決議が堺の意思としてあるということと、国に対しましては、2回この介護保険制度について意見書を上げてますけども、最近では平成22年3月29日ですけれども、この意見書の中では、介護保険料の上限が高くなり過ぎないように抑制するため公費負担割合を5割から当面6割に引き上げて、2025年度には介護保険料の3分の2を公費負担で賄う、こういうことを意見書を私どもの議会意見として国に求めていると、こういう状況でございます。

それから、御質問の中の堺市のホームページを見ますと加重平均の記載がないという話ですけれども、加重平均といいますのは御承知のように保険者ですね、堺市は堺市1つが保険者ですけれども、小さい市もあれば大きい市もあります。そこで、その保険料を堺市は現在基準の額がこれが年間6万4190円ですけれども、これに人数を掛けます。小さい市も平均基準額掛ける加入者と。それを大阪府全体で額を合計しまして、それをその保険者で割るということですね。だから、それと堺市の保険料とは直接的にはこれは関係ないという意味で、堺市では載せてないんだと、こういうふうな当局の説明でございました。

それから、北部の在住者に比べて南部の在住者が高いんじゃないかと、大阪府全体です、南部が高いというふうなこういうふうな状況だけれども、理由はあるのかというふうな御質問ですけれども、これはちょっと大阪府下の全体の保険料の一覧表がありますけれども、一部そういう部分もあるのかなというふうに思う部分もありますけれども、しかし明確なそういうふうな数字にもなってないかなと思っておりまして、その理由は特になんないかなというふうに私自身は考えております。以上です。

○松本議会運営委員長 引き続きまして、14番、〇〇さん。

○市民（14番） 北区から参りました〇〇と申します。5点ばかり防災につきまして発言いたします。

1点目は津波対策の件ですが、堺市は阪和線为目标に、標高6.8メートルより高い高台に避難を呼びかけていますが、阪和線の西側にある広域避難地の大仙公園には標高を示す標識がありません。ネットで調べますと20メートルはあるようですが、多くの人は知らないと思います。表示をしてほしいと思います。

2点目、似通った意見ですが、標高を示す表示、堺区260カ所、西区120カ所設置してあるということですが、自分たちが何メートルのところに住んでいるのか、あるいは働いているのか、私たちは知りません。堺区、西区だけでなく、6.8メートル以上のところへも表示を取りつけてほしいと思います。

3点目、大仙公園は広域避難地とされていますが、風雨をしのげる屋根のある避難地ではありませんし、備蓄倉庫もありません。私は西百舌鳥校区の者ですが、大仙公園へ避難するための避難経路を示す地図が配られておりますが、西百舌鳥小学校や陵南中学校も避難所で、その地図には表示されております。避難経路に西百舌鳥小学校への経路は表示されておられません。どういったときに西百舌鳥小あるいは陵南中学校へ避難するのか、どういうときに大仙公園へ避難するのか、よくわからないんです。

4点目、2008年9月5日、93ミリの集中豪雨がありましたが、百舌鳥川は氾濫することはありませんでしたが、あのころは時間が短かったため氾濫しなかったのだと思います。百舌鳥川、百済川は何ミリメートルの雨が何時間降ったら氾濫したりすると予想されているのでしょうか。

5点目、洪水の際、ごみや土砂が橋げたにひっかかり、ダムができ、被害がひどくなったり橋が壊れたりしていることが全国で起こっていますが、川の清掃などはどのように行っておられるのでしょうか、お願いします。

○筒居議員 いま御質問いただきました〇〇さん、ありがとうございます。いまの防災についての発言については、この場に來られてから私のほうにペーパーを持ってこられましたので、このことに対してはいますぐに答えるということはちょっとできませんので、よろしく願いいたします。事前に通告していただいた分については、〇〇さん、どうさせていただいたらよろしいでしょうか。その場で質問していただけますでしょうか。

○松本議会運営委員長 〇〇さん、事前に質問いただいている内容をもう一度。

○市民（14番） 事前に質問したのは、津波被害を受けないで避難するには阪和線より東に避難することを堺市では訴えておられますけれども、大仙公園は阪和線より西側で、東と同じ高さなので大丈夫なように思うんですが、どうですか。また、阪和線より東でも川沿いに低地がありますが、そういう川沿いの危険性ということについてはどういうふうに思われていますか。

それから、川が増水した場合、幾らの雨量まで大丈夫なのか、大雨と地震、津波の重なりがあったときはどのような対策があるのですか。

○松本議会運営委員長 では、その点についてまずお答えください。

○筒居議員 いま〇〇さんのほうから質問いただきました。ありがとうございます。JR阪和線より東は津波に対して回避できるそれだけの標高があるということでもありますので、そしてもう一つは、わかりやすい目印ということもありますので、いま現在は市民の方には阪和線よりも東のほうに避難をしていただくということを周知させていただいているところでもあります。津波発生時には阪和線よりも東にということが避難できなかつたとしても、津波を回避できるだけの高い場所に行けば安全であるというふうなことであります。

2点目の津波の場合は、海の水が川をずっとさかのぼって逆流するということもあります。そして、そういう危険も想定されますので、大津波警報また津波警報、津波注意報ということが発令された場合には河川には絶対に近寄らないということが大事になってくるということでもあります。

もう一つが、川の水が増水をした場合、河川が氾濫したり、また雨水路が飽和状態になって水が道路にあふれたりということもありますので、そのことによって土砂災害が起こる可能性もありますので、大雨警報とか洪水警報また大雨注意報等が出た場合には、そういう場所には近づかないということが一番大事であるというふうに考えます。

それと最後に、大雨と地震また津波が重なり合った場合には、これは被害が助長されるという危険性も高くなってまいりますので、堺市の指定避難場所に、まずは安全な場所に避難をしていただくということが一番大事になってくるということでもあります。

なお、この指定避難場所については、堺市のホームページを開いていただきますとその中に掲載されておりますので、指定避難場所については確認をしていただきたい、そのように思います。どうぞよろしく願いいたします。

○松本議会運営委員長 先ほど〇〇さんから5点具体的な質問がございましたが、これにつきましては、また後ほどこちらからお答えを差し上げたいと思いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

それでは、進行させていただきたいと思います。

16番、〇〇さん。

○市民（16番） 南区から参りました〇〇です。障害者の生活の場について発言させていただきます。

障害当事者、家族の高齢化がもう急速に進んでいます。生活機能を備えた入所施設を早急につくってください。

主たる介護者が他界したとき、当事者はロングショートを点々としています。親亡き後も障害者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように、拠点施設を早急に実現してく

ださい。私の知的障害の娘ももう30になりました。4年前から障害者雇用で就労していますが、生活の場はとても不安です。公営、住宅公団、供給公社など公的住宅をもっと利用できるように取り組んでください。以上です。よろしくお願いします。

○米田議員 ただいま〇〇さんから御質問いただきましてありがとうございます。

現在高齢化が本当に深刻な問題となっております。障害者の親亡き後の問題も介護者、保護者の深刻な悩みであると我々議員も理解しております。

御質問のとおり、障害者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられる仕組みや支援策を早急に拡充する必要があると思います。そのような中、とりわけグループホームやケアホームは障害者の地域生活への移行など、地域での生活基盤の確保のため必要不可欠なサービスであると認識しております。平成24年3月に策定した第3期障害福祉計画においても、グループホーム、ケアホームの整備、充実を今後の方策と定めるとともに、グループホーム、ケアホームの創設に係る整備費については、国庫補助を活用するだけでなく堺市単独の整備費補助を行うなど、整備推進を図っていくところでございます。

第3期障害福祉計画においても、ショートステイや、それについて利用したくても利用できない人や、今後ショート利用の必要性が高いと考えられる人などの潜在的なニーズを視野に入れたショートステイ施設の整備を進めていっているところでございます。

また、医療的ケアが必要な利用者を受け入れられる体制を確保できるよう国に要望していくことも定められております。

我々議会においても、障害者の方々が住みなれた地域で安心して生活できる暮らしの場の確保や安定的、継続的な支援システムが確立されるよう引き続き議論を重ね、市当局に対して意見を申し述べてまいりたいと考えております。以上でございます。

○松本議会運営委員長 引き続きまして、17番、〇〇さん。

○市民（17番） 堺区から参りました〇〇と申します。よろしくお願いします。

私は、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録の環境整備の推進についての指摘、提言ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

この古墳群に関しては、現在竹山市長のほうで古墳ミュージアムなるものを計画されているというお話を以前お聞きしましたがけれど、この古墳ミュージアム、すばらしい計画だと思うんですけども、古墳だけではなかなかちょっと弱い気がする。こういったものに加えて、古墳ミュージアムの建設案に加え、現在もう老朽化している中央図書館それから博物館ありますよね、これらを一体的に計画、整備されてみてはいかげなかなと思ひております。特に中央図書館なんかは耐震性の問題もありますし、かなり急がれるんじゃないかなという気がしております。

その際さらにいま、東アジア、それから東南アジア諸国の歴史とか文化を総覧的に紹介するような施設なんかを併設されてみたらどうか。アセアン、東南アジアの歴史文化、こ

れはまだまだ我々市民でも一般になかなか知られてないことが多いと思いますので、こういったものをちょっと広く普及するような施設をつくっていただいたらどうかと。

2006年から2009年、前の木原前市長さんのときの時代に、堺歴史文化交流会というのを、これは学者さんとか研究者さんの学識的な会合があられたというお話をお聞きしますけれど、現在その成果を踏まえて新しい歴史観に基づいた日本史とアジア史、それから世界史をつなぐような試みの教育が中学校、高校を中心として実施されているというふうにお聞きしております。せんだって私も「日本と世界が会うまち・堺2013」教育セミナーというのをちょっとシンポジウムに行かせていただいたんですけども、そういったものの成果を広く一般市民にも普及していただきたいなというふうに思っておる次第です。

ただ、古墳の墳墓との関連性あるいは一体感を持たせるのが難しければ、こういった古墳ミュージアムのほうは、これは墳墓にちなんで東アジア、それから東南アジア諸国の葬送文化、それから宗教文化を軸に何か展示するようなものを設けていただけたらいいんじゃないかなというふうに考えております。

古墳を一方的に知らしめるのではなく、それぞれの文化、歴史の相互理解、それから相互認識の場をできるようなところをつくっていただければありがたいかなと思っております。それで、いろいろな海外からのフォーラムとかそれから世界的な会議をできるような機能をあわせて持たせていただくような会場なんかをつくっていただければね、なおかつよろしいんじゃないかなと思っておりますので、いかがなものでしょうか、お願いします。

○深井議員 ○〇さん、質問ありがとうございます。私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、発言の中にございましたとおり、中央図書館であったり博物館については建築後40年ないし30年が経過をしておりますので、老朽化が進んでいることは間違いございません。担当部局からも毎年のように修繕費というものが予算計上されているのが事実でございます。ですから、そのような中でございますので、中央図書館の建てかえの必要性については現在検討中でございます。

また、博物館の建てかえについては、現在検討の中で、旧大阪女子大学跡地の土地利用の構想の中でどのようにしていくかということ踏まえながら話を進めたいというふうにお聞きをしております。今後議会においても議論をしていく必要があるかなというふうに考えております。

また、御提案をいただきました東アジア諸国とか東南アジア諸国関連の歴史文化等については、併設をすることによって集客力がアップするということは私も事実かなと思っておりますので、その一体的な整備についても今後検討する中で、議会から指摘をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

最後になりますけれども、フォーラム等の開催ができるような施設というお話がございま

したので、このことにつきましては、新市民会館の建て直しというものがいま計画されております。来年の1月から基本設計であったり実施設計というものに着手をしておりますので、その中で国際的なあるいは学術的なような交流的なフォーラム等が開催できるかを踏まえながら、開催できるように踏まえながら、設備をどのようにしていくかという検討を現在するように当局から聞き及んでおりますので、議会のほうでも議論をしていきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○松本議会運営委員長 引き続きまして、18番、〇〇さん。

○市民（17番） ちょっと蛇足ですけれど済みません。

○松本議会運営委員長 済みません、もう時間がございませんので、よろしいですか、進行させていただきます。発言時間が3分を超えてましたので、申しわけございません。

○市民（17番） 結構です。

○松本議会運営委員長 それでは進行させていただきます。

○市民（18番） 堺区から参りました〇〇と申します。本日はお時間をいただき、どうもありがとうございます。

今回は百舌鳥・古市古墳群の登録に向けての取り組みということに関しまして質問させていただきます。

先ほどの質問と若干重複するところもあるかもしれませんが、現在堺市では百舌鳥・古市古墳群の登録に向けての取り組みをされていると伺っております。本年の9月17日、政府としては明治日本の九州・山口と関連地域のほうに世界遺産への推薦が決定されました。翌年度も引き続き世界遺産登録へ向けての活動をされていくということなのですが、環境整備に課題があるところのとき指摘されたと伺っております。

現在、私、堺区の近隣に生活させてもらっているのですが、この結果、一般生活への影響はどのように出てくるのか、また、二条城、熊野古道など伺っておりますと、かなり維持費などにもコストなどもかかると伺っております。今後堺市議会としてこのことに関しまして、世界遺産登録に関しましてどのように取り組んでいくのか、どう考えておられるのかを伺いたしたいと思います。どうかよろしくお願いします。

○芝田議員 〇〇さん、御質問ありがとうございます。芝田のほうからお答えさせていただきます。

現状については、いま質問の中でもありましたけれども、平成26年2月までに国を通じてユネスコに推薦書を提出し、平成27年度の世界遺産登録実現をめざしていたと我々も聞き及んでおりましたが、先ほども言われましたように、ことし9月20日に明治日本の産業革命遺産が推薦決定されたことで、計画を1年順延、平成27年2月までの推薦書提出に向け、全庁挙げて取り組んでいるところが現状でございます。

また、百舌鳥・古市古墳群は現在世界遺産の国内暫定リスト、いわゆる推薦待ち候補13

件のうちの1件になっている状態です。暫定リストに記載されている資産はいずれも早期の登録実現をめざしておりますが、本市も最短期間での登録実現をめざし、精力的に取り組んでいるところでございます。

課題等もいま指摘してありましたように環境整備等多くあるとは聞き及んでおります。また、費用対効果については、費用の面におきましては、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録の暫定リストに平成22年度に記載させていただきまして、翌年より世界文化遺産登録推進事業として当初予算額としまして約4,000万円から5,000万円毎年計上させていただいているところでございます。

また、効果につきましては、これは2年前の平成23年度中に試算された数字であります。経済波及効果として約169億円、雇用創出効果として約2,200人、増加ビジター数として約141万人という試算もでございます。

しかし、この百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録は、こういった効果を超えて、我々堺市民が、人類が普遍的に残していくべきである価値としての遺産として後世に伝えていく、その使命が一番強く感じております。議会としましては引き続き議会の議員とともに鋭意バックアップしていく所存でございます。以上で質問に答えさせていただきます。

○松本議会運営委員長 よろしいですか。

22番、〇〇さん。

○市民(22番) 東区から参りました〇〇と申します。よろしくお願ひします。

このような場で意見を述べさせてもらえる機会をつくっていただいております。

まず、子どものいじめの問題や、それからその取り組みについての質問をさせていただきたいと思っています。

大津の事件が起こってから、全国でもやっぱり子どものいじめの問題についていろいろメディアでも取り上げられていますが、いじめ防止対策推進法というのが9月の末に施行されました。堺市ではもう10年前から子どもへの暴力防止プログラムというのを教育委員会の委託事業ということで、もう10年ぐらい取り組みをさせていただいているという現状があります。10月の末からジェイコムの堺シティレポートというところで、いじめの未然防止教育ということで堺市の取り組みについてのテレビ放映がありました。小学校、幼稚園、中学校では子どもへの暴力防止プログラム、それから小学校の低学年ではSAFEプログラム、それから中学校の1年生にはネットいじめのプログラムということがこのテレビ放映でも放映されておりました。

この取り組み、私自身もすごく画期的なことやというふうに思っています。私自身も子どもたちを取り巻く暴力についてどんなふうにしていったらいいかということで、実際に活動させていただいている一員でもあるので、子どもたちがいじめだけではなくて、あらゆる暴

力に対して被害者にも加害者にも傍観者にもならないために、一人一人がしっかりと人権意識を育てていくことや、自分がとつても大切な存在なんやというような自己肯定感を高めていくようなそういうかかわりを私自身もしていきたいと思って、この活動をずっとさせていただいています。

そこで質問なんですけれども、ジェイコムで放映されたいじめ未然防止教育ということで、いま言った3つの取り組みがされていましたが、これが今後も継続されていくのかということや、それから、ほかにもやはりこのジェイコムで紹介されたプログラムを私自身はやっぱり子どもの人権意識を育むためのベースとして定着させて、さらにいまの現状や課題に必要なプログラムをどんどん子どもたちの教育現場や社会教育の中で実施して行ってほしいというふうに願っています。これを堺市としてはどのようにお考えなのか、子どもに対する予算がこれからもどんどん膨らんでいくのかということに対してお答えをいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○山根議員 お答えいたします。

堺市では、本市のマスタープランでありますさかい未来・夢コンパスの重点プロジェクトの1つ、堺・3つの挑戦の中に子育てのまち堺・命のつながりへの挑戦という項目を掲げております。子育てのまち堺をめざし、安心して子どもを産み育てられ、子どもが健やかに成長できる環境づくりに取り組んでまいっているところであります。

いじめをはじめ虐待、不登校など、子どもを取り巻く環境は大変深刻な状況にあると認識をしています。堺市議会では平成20年3月に堺市子ども青少年の育成に関する条例を可決、成立させました。平成23年2月には本市の教育振興基本計画である、未来をつくる堺教育プランを策定いたしました。平成23年6月には全議員による提案で、堺市子どもを虐待から守る条例を可決、成立させました。

これらの条例の基本理念である、子どもたちが自分自身を大切にすることを基本に、相手の立場を考えて行動し、全ての命を大切にすることができるような豊かな人間性の育成に取り組むことが重要であり、ただいまも御発言にありましたとおり、国のいじめ防止対策推進法施行後に示された国のいじめ防止等のための基本的な方針を踏まえ、本市の基本的方針を定め、いじめ問題に対する施策事業を通じて法令、条例の目的を実現させていきたいと考えております。

また、事業展開の一部といたしましては、本年度から指定都市として全国で初めて虐待の24時間ルール取り組みも始めたところであります。

さて、いじめ・暴力防止プログラム、ネットいじめ防止プログラムを含む生徒指導支援事業約1,000万円をはじめ、スクールカウンセラー配置事業約7,000万円、スクールソーシャルワーカー活用事業約1,000万円等について、教育委員会等からは事業と予算の拡充を求める予算要望書が当局財政のほうに提出されている現状であります。

予算の編成権は地方自治法上、首長の専権に属する事項となっておりまして、議会としては答弁することが大変難しゅうございますけれども、現今の社会情勢に鑑みて必要な額を予算措置されるよう我々堺市議会も希望しております。問題の未然防止、早期解決を図るべく、堺市議会も堺市、堺市教育委員会と連携して取り組んでまいります。

また、堺市子ども青少年の育成に関する条例には、第4条に子ども青少年の心がけの条項があります。堺市子どもを虐待から守る条例には市民や保護者の責務に関する条項もございます。今後も子どもたちが健やかに成長していけるよう市民の皆様にも御理解と御協力賜りますよう、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

○松本議会運営委員長 済みません、あと5秒です。

○市民（22番） 条例のことをおっしゃいましたが、子どもにかかわる条例とかは子ども自身が知らないことがとても多いです。子ども自身にそこを啓発させていただく努力をお願いしたいと思います。

○松本議会運営委員長 引き続きまして、23番、〇〇さん。

○市民（23番） 南区から参りました〇〇と申します。

議会というものに來させていただいたのが初めてでして、いままで堺市民でずっといながら、ここで政（まつりごと）が決まってくんだということを何となくここへ來させていただいて実感して、ちょっとどきどきしています。きょうは発言の機会をいただいてありがとうございます。

先ほど22番の〇〇さんのほうの発言でちょっと出たので重複する部分があるなと思ったんですが、ジェイコム放映を見た方から言われたことがきっかけで、きょうここへ來させていただきました。私は校区で青少年健全育成と、それと学校協議会のほうにかかわって、いろんな保護者の方の声とかをふだん聞いています。その方、ジェイコムを見たけど、私の子ども3人おるけど、子どもへの暴力防止教育、中2の子と小6の子受けてへんねんけど、これどうなってんのかなって言われて、ちょっと私、答えられなかったんです。あと、小1の子は受けれるのかな、どうなん〇〇さんって言われて、私、一応地域ではいろんな役させていただいてるけど、そういうことはちょっとわからないのでっていうことで言ったら、1回そういう機会があったら、ぜひ決める方々に聞いてきてほしいというふうに言われました。

もちろんいま、議会のほうで予算の拡充に向けていろいろ取り組んでくださるといってお答えをいただいたんで、私の質問もそれでいいのかなとちょっと思ったりもしたんですけども、やっぱりもう育った子は、プログラムを受けれた子はよかったですけれども、これから育っていく子どもたち自身がいま毎日学校に行く中で、クラスの力関係がある中で、いじめやいろんな暴力に直面していく日々の中で、ぜひ自分が大事やと思って、きょうも学校に行こうと思えるように、皆様の議員の方々のお力をいただきたいと思って質問の機会をお願い

いたしました。よろしくお願ひいたします。

○山口議員 CAPプログラムにつきましては、本来子ども虐待防止プログラムということで、実はこれは、この議会で提案させていただいた張本人が私でございまして、このプログラムについて堺市が幼稚園、小学校、中学校、高校、義務教育機関特に重点的に、堺市の公立の学校園に通っておれば、その間に最低1回は全ての子どもがこのCAPを受けられるということでスタートしたはずでありました。

ところが、10年越えまして、いま〇〇さんもこのエンパワメント堺にかかわっておられると思うんですが、ずっと私は年次報告というのを議会への公表を求めておりました、教育委員会についても。CAPプログラムというのは、いまおっしゃったように、子どもの自尊心ですとか子ども間のいじめ、暴力行為というのを防止するのにも大変役立つものなんですけれども、今現在では学校園166学級、しかもその園長先生であるとか校長先生の希望のあるところが手を挙げて166、ということは、学校園長にそういう意識がなければ、その学校の子たちは全くCAPのプログラムを受けられない。

実は〇〇さん、ここへ議会へ来られて初めてとおっしゃったんですが、既に8月議会におきまして、文教委員会において私がこれを質問しております。全ての子どもにCAPプログラム事業をできなければ、CAPを受けた子とCAPを受けてない子とまず不公平、同じ教育機会における不公平が起こっている。それと、受けた子と受けてない子の間にギャップが生じる。せっかくのCAPがギャップ教育になってしまう。このことについては改善が必要であると。

ただし、いまエンパワメント堺さんに委託しているということで、これじゃあ、堺市内の学校園全てでやるとなると物理的にどうなのか。10年以上もやってきて、学校職員の先生方がこの資格をとって教えるということも可能なのではないかと。ただし、ちょっと難しいと思います。

CAPの事業によって虐待されていることが発見された子どもたちが、あと学校や保護者あるいは関係機関とどのような連携をとってどうなっているのかということも、この皆さんにやってもらっているいわゆるCAPの成果というものが全く誰にも見えてないんです。教育委員会に確認したところ、皆さんからいただいている報告書は、もうとじてあるだけなんです。それは、やはり委託を受ける側としてもね、こういうことはここへ言っていただくのも必要なんですが、毎年毎年やはり教育委員会としっかりと改善点を意見交換していき、専門家として言うべきことはおっしゃっていただきたいと思うんですね。

8月議会の報告としましては、できるだけ全ての子どもが受けれるように、それ以外にも、道徳教育だけでは子どもの暴力やいじめはなくなるというのはいま、高校生なんかで特にデートDVの問題が深刻化しておりますので、そういった教育についても総合的にCAPとあわせて検討、見直し、改

善を要求しておるところでございますので、また議会の議事録ですとか、しっかりと動向をごらんいただいて、専門家としてそこで御意見をいただきたいということを私からもお願いしておきます。以上です。

○松本議会運営委員長 24番、〇〇さん。

○市民(24番) こんにちは。南区から来ました〇〇と申します。いま、〇〇さんとか〇〇さん隣に座っていますが、同じような活動にかかわっています。日ごろより堺市では、早期から人権教育であるとか男女共同参画、いろいろ御尽力いただきましてありがとうございます。私たちも堺市民ですので、ちょっとでも堺をよくしたいと思ってこういう活動をしています。いま山口議員のほうからいろいろ御意見をいただきましたので、また私たちもそれを踏まえて今後の活動に生かしていかないといけないと思います。

私、きょうじゃあ具体的に活動をせっかくしてるので、子どもたちから聞いた声などを少しお伝えできればと思っています。

例えば日々活動の中で、誰にも言わんといてなとか、先生には内緒にしてなという子どもの声はとても多いです。私たちがどうしてと聞くと、家のことやから話したくない、話したらあかんと言われてる、先生にはええとこだけ見せたいから、先生に伝えるとすぐ家に電話がかかってきて、そしたらすぐやで、すぐ殴られるというような声もあります。また、子どもたちの中には、もうさんざんどうしようかな、CAPの人に話そうかな、どうしようかなというふうに迷ったあげく話してくれるというような子どもたちもいます。

実に私たちは、CAPワークショップの中でたくさんの子どもの声を聞きます。本年度もお母ちゃんから階段から突き落とされたとか、お兄ちゃんがお父さんに殴られてとてもかわいそう、この前テストの点が悪いとって怒られ、ここの腕が腫れていた、いつも勉強ばかりさせられているとか、好きな野球をやめた、それはな、友達はその理由は誰も知らん、先生しか知らない、どうしようかなと言ったあげく、お父さんが9月に死んでん、お母さんが野球をやめと言われてやめた。

私たちは、この子どもたちの声を子どもの許しを得て先生方、時には管理職に伝えます。虐待の通告も連携でさせていただいています。時には気持ちを全て出し切って、ああすっきりしたと言って帰っていく子もいます。CAPでは、一人一人大切なんだよ、信頼できる大人に話そうねとつなげていくこと、抱え込まないことを伝えていきます。

ある幼稚園で、幼稚園の5歳児、就学前の5歳児が私にこう言いました。きょうCAPの人が来て、あなたたちは大切なんだよと言われて最初はびっくりしたけど、とてもうれしくなりましたと聞きました。私はとてもうれしくなりました。

このような教育や人権など、効果そのものが数値ではあらわしにくいものの効果をどのように判断しているかということについて質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○松本議会運営委員長 最後の部分の御質問ということでよろしいでしょうか。

○市民（24番） はい、結構です。

○石本議員 石本でございます。〇〇さんの御質問に対してお答えをさせていただきます。当初私、御通告されてた中身で事業評価の問題かなというふうに理解をしてたんですが、少しそれが特定された事業ということなので、そういうことでお答えをさせていただきます。

〇〇さんおっしゃるように、確かに人権とか教育とかいう問題は人の心にかかわる問題ですし、これは教育という範疇の中に社会教育とか学校教育とかありますけど、そうした中に入る問題だと思っております。これは数値には置きかえることはできません。

例えばいま学校教育の面で申し上げますと、学力向上推進事業というのがここ数年行われております。この主な中身としまして、1つは小中一貫教育の推進リーダーという特別教員が配置をされております。またもう一つは、堺の小学生、小学校3年生から中学校3年生まで全ての子どもたちに学びの診断という学力・学習状況の調査も行われております。こうした事業が、じゃあ子どもたちの学力向上にどれだけ効果を呈しているのかどうか。これはもちろん学力調査ですから、成績については数値として出てまいります。しかし、おっしゃっていらしたように、だから教育効果は十分上がっているかという、必ずしもそうではありません。これはあくまでテストによるテストの結果ということにしかすぎないのですね。

じゃあ、どうして評価するのか。これは本当にマンパワー、子どもたち、小学生や中学生に直接接している保護者やあるいは教職員、そうした方々の目に映る、耳にする子どもたちの言葉や行動、それによってするしかないと思っております。

実際に学力向上と申しましても、テストの点にはなかなか返ってこないけれど、この子は最近字を丁寧に書くようになったとか大きな声で発言するようになったとか、お友達と元気に遊べるようになったとか、そうしたことが子どもたちの全体の学ぶ力、つまり学力に大いに反映されているということだと思っております。そういう点をまず踏まえて、まず正しく事業の評価を行うためにはマンパワーを増やすしかないんじゃないかなということです。

そして堺市としましては、そうした意味におきまして、特にもう一つ困難な点は短時間でね、短期間の間にその効果があらわれるということは、これは難しいんですよ。だから、そういうためには長期にわたって継続したそういう人、教職員あるいは市の職員、そうしたマンパワーを増やすということが、そうした人たちの地道な活動、これによるものが大切なその中身かなというふうに思います。

人権につきましては、まさに日本国憲法で言う基本的人権の尊重ということが非常に注目されているところだと思うのですが、特にこうした人権については、その啓発のためのいろいろな冊子を発行したり、あるいはさまざまな催し、イベントや講演会等のそうした取り組みが行われております。そこに直接企画し運営する職員さんたちは、参加の状況とかそういうことも確かにしっかりと見届けていらっしゃると思うのですが、これにつきましても、やはり長期にわたって、この堺のまちがどれだけ全ての人にとって住みよいまちになるかとい

う、そうしたことをやはり見きわめなければならないんじゃないかなと思います。

これだけでは余りにもちょっと抽象的なお答えになってしまいますので、最後に議会としてどのようにしているかという現状ですね、ちょっとお伝えしたいと思います。

議会としては、議員提案で堺市議会の議決すべき事件等に関する条例を制定し、平成22年より施行しております。この中で、毎年度市長から議会に対し、人権や教育にとどまらず、基本計画の進捗状況など、そうした報告を義務づけていると、こういう条項もございますので、ただいま堺市で行っておりますさまざまな事業についての効果、評価、そうしたものについては的確に市民の皆さんにお伝えできるように、これからも努力してまいります。よろしく願いいたします。

○松本議会運営委員長 よろしいでしょうか。

以上で質問予定の方々が終わったんですが、先ほど、〇〇さんに対する質問に対しまして池田議員のほうから回答したいという旨ありましたので、池田議員よりお願いします。

○池田議員 御質問の議員提出議案第21号の公務の政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例、これは継続審査になっておるもので、その懲戒処分等第4条の扱いですね、市長、副市長の扱いが一体誰が必要な措置をとるのかという御質問でありました。

まず、副市長に関しましては市長が行います。市長に関しましては、議会において地方自治法で不信任決議あるいは住民側としても、同じく地方自治法でリコール制度があるということで、それが担保されているので、対象者としては想定をしております。以上です。

○松本議会運営委員長 済みません、〇〇さん、予定の発言時間が過ぎておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で、予定しておりました皆様の発言は終了いたしました。なお、それぞれまだ回答ができていない部分もございますので、それについては後ほど回答させていただきたいと思っております。

大変ありがとうございました。以上で第2部を終了させていただきたいと思っております。

最後に、本市議会議長、平田議員より閉会の挨拶を申し上げます。

○平田議長 今回も皆さん方の貴重な御意見を賜りましてまことにありがとうございます。いただきました御意見は今後の議会活動に十分に参考にしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

また、皆さん方には今後とも引き続き堺市議会への御理解と御協力を賜りますように重ねてお願いを申し上げます。

なお、お手元のアンケート用紙については、御記入をいただけましたら出口付近にてそのアンケートを回収をさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

長時間にわたり本当に心こもる御意見を頂戴をいたしました。これをもって本報告会を閉会をさせていただきます。ありがとうございました。

○午後 2 時 4 3 分閉会